

**令和元年度「みんなの人権・小地域懇談会」推進者研修会  
(兼)職員人権研修会**

第1回 7月29日(月) 15:30~17:00  
第2回 7月31日(水) 15:30~17:00  
会 場 役場防災会議室

1. 開 会
2. 小地域懇談会について(平成30年度実績報告等)
3. 今年度のテーマ「LGBT(性的少数者)」について
  - (1) 導入・・・社会的少数者と公務実務
  - (2) 教材DVD「あなたがあなたらしく生きるために」視聴
  - (3) 「LGBT」について・・・伊田人権教育サポーター
  - (4) 質疑応答
4. 小地域懇談会の進め方・・・「みんなの人権・小地域懇談会」当日資料

**【役割】**

- ・司会 (ケースバイケースで人権センターもいたします)
- ・記録 記録については推進者でお願いします。話し合いがグループに分かれた場合も、それぞれお願いします
- ・話し合い、意見交換への参加

5. 推進班の班編成と開催予定
6. 意見交換
7. 閉 会

## 令和元年度「みんなの人権・小地域懇談会」職員説明会

(令和元年7月29日・31日)

### 1. はじめに

小地域懇談会の今回のテーマは「LGBT」(性的少数者)です。現在の職員の皆さんの世代であれば、基本的な認識をお持ちの方が多いと思います。後ほどのDVDで説明は観ていただきますし、その後、伊田人権教育サポーターからお話しをさせていただきますので、導入として、担当業務外で、休日、夜間の私的な時間を使う小地域懇談会への出席のモチベーションを少しだけ上げていただくためのお話をしようと思います。

### 2. 社会の中の少数者と公務実務

#### ①国会議員では

先の参議院議員選挙で、重度障がいのある方と、ALS(筋萎縮性側索硬化症)患者の方が、当選され国会議員とされます。

これまで、国会議員には自立して生活できるレベルの方(車いすを使用される方はありましたが)しかおられなかったか、と思われます。

今後の国会運営のために、ソフト・ハード両面でさまざまな整備が必要になることは想像に難くありません。

#### ②町議会議員なら

これを日南町に置き換えるとどうでしょう？

町議会議員に、そうした方がなられた時、対応するのは私たち役場職員です。ハードの在り方を考え、予算を付け、整備しなければなりません。また、議会で議論していくためには、その方の個性を理解し偏見や予断を持たない感性が必要になります。

#### ③「公共のトイレ」の変容

一般の社会全体においては、長い年月をかけながら障がいや疾病のある方のためのインフラ整備が進んできました。また、同じように障がいのある方への理解も少しずつ深まっていると思います。

ひとつの例として「公共のトイレ」のことを考えてみましょう。

今は、新しく建設される公共施設では、障がいのある方、疾病のある方に一定の配慮がなされたトイレが整備されています。でも数十年前には全くと言っていいほど、設計の想定にさえ入っていなかったのではないのでしょうか。

これを、まず男女に置き換えてみます。

私が入社した30数年前の役場のトイレは、男女の別は薄い板で区切られているだけでした。

それが現在は、役場等公共施設はもちろん、事業所の事務所などでも男女のプライバシーが守られる設備になっていると思います。

男性のためのトイレに、女性が間借りしているような構造から変わってきたのです。これは、男女に関する意識が変わり、スタンダードが変わったからだと思います。

役場で言えば、30年前はまだ、男性が主役の職場で、補助的な仕事が多かった少数の女性のために大きな経費をかけてトイレを改修することに、多くの男性が疑問を抱いていたりする時代だったわけです。

現代の日本で、女性用のトイレを作ることを、余分な経費だ、と主張したら大炎上するでしょう（炎上の対象にもならないかもしれませんが）。

### 3. その他の性に、LGBT＝性的少数者が明示されれば

#### ①LGBTと「公共トイレ」

町議会議員のどなたかがLGBTであることをカミングアウトされたら、役場職員としてどのようにとらえるべきでしょうか。特にT、トランスジェンダーの方が、自分は身体構造は男性であるが、心は女性と自認していて、男性用のトイレを使うことは大変な苦痛である。と訴えられたとして、現在の世界、特に有力な欧米社会の情勢を踏まえて付度するとき、役場はどのように対応するべきでしょうか？

女性用のトイレを使ってください、というのも現実的に困難です。男性用、女性用、障がいのある方用、に加えて第4のトイレの整備が必要かもしれませんが、どうでしょうか？業務の一つとして、如何にあるべきかを考え、伺書を書いて稟議して組織としての方針を出して回答しなくてはなりません。

## ②業務全般に渡るかも

もちろんこれは、議員に限ったことではなく、トイレに限って発生する問題でもありません。

例えば

- ・住民課で戸籍や住民基本台帳を扱う事務をしている方がいるわけですが、同性婚の申し出が相次いだら、どうしましょう？

- ・公営住宅に、同性のパートナーが入所を希望された時、家族として認定できるでしょうか。

- ・所得税や住民税の配偶者控除に、同性の方があげられていたら、どう説明しましょう。

- ・同性パートナーの家庭は、世帯所得等、各種指標を判断するときどのよう  
に扱ったらよいでしょう。

- ・住民情報の基本に、男女の2区分があり、私たちはほとんどの業務をそれを前提にして仕事をしているわけですが、多様な性区分を認めるとすれば、どの程度の影響があるでしょう。

- ・などなど、いろいろなことが影響すると思います。

## ③LGBT 施策のこれから

これまで、様々な種類の社会的少数者に対応する行政施策は、ゆっくりとではありながら、実現されてきました。すでに欧米諸国等では、同性婚が認められた国も増えています。日本では、現時点で20を超える市区町村で同性パートナーシップ証明制度が導入されていますし、茨城県は県として推進を決めています。

日本において、これから LGBT という少数者に向けた国の施策がどのように舵を切るのか分かりません。が、いわゆる本件に関する外圧の強度も含め、日南町役場職員として、いずれ、これについての施策を立案し、実務を行うことになる日がくるように思っています。

部落差別という課題を小地域懇談会で聞いても「時代遅れ」という感覚をお持ち

の職員が多いかと思いますが、かつて国の同和対策事業、地域改善事業を前線で実行したのは市町村役場の職員です。当時の担当者は、具体的な業務として部落差別と向き合っていた訳です。

情緒や感性等、アタマの中だけの話と思われがちな「人権」ですが、社会的少数者がより生きやすくなるためにどのような施策を立案し（あるいは国の命を受け）、実行するかは、いずれ行政の最前線を担う市町村職員の業務に反映されていきます。こうした現実を頭の片隅に置いておいていただければと思います。

### 3. SDG s (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) に照らして考えると

#### ①個人と国家の平等は、SDG s 理念の一部

日南町も林業部門で具体的取り組みを決めて大きくマスコミに取り上げられた国連採択の“SDG s”の柱の一つは「人類と生物の多様性の受容、維持とノーマライズ」だと個人的には理解しています。人間の多様性は、所属国家、人種、民族、宗教、思想から個人の個性、生き方に至り、当然、LGBT=性的多様性も含まれます。

SDG s という理念を掲げ、これから町政を進めるにあたり、当事者の地域内の存在の多寡に関わらず、本件も重要な課題のひとつに位置付けられたと考えています。それが、過去から続く、同和施策、障がい者施策などと同じように、将来的に職員皆さん自身の業務の背景になるかもしれない、という思いを持っていただき、正直、負担に感じられているであろう小地域懇談会への出席を「まあ先々への勉強かな」に変えて、日南町の民意を肌で感じていただいて、将来の町行政、あるいはお住まいの行政単位の施策の立案、実行策の準備に少しずつ取り掛かってもらえたらと思います。

#### 4. 最後に

かなり大上段に振りかぶったお話で、実は恐縮に感じていますが、例えば SDG s は、とてもグローバルな理念です。この理念の実行を宣言した町として、グローバル（グローバル+ローカル・あまり好きな言葉ではありませんが）な、振る舞いが求められています。そうしたことも引き出しに納めておいて頂き、時折は思索の一アイテムに入れてもらえたらと思います。

以上